

国際商法としての環境管理規格

吉川 栄 一

- 一 はじめに
- 二 国際的民間組織による環境規範とその柔構造
- 三 市場の効率性による参加強制
- 四 環境に関する情報開示制度の確立
- 五 おわりに

一 はじめに

二〇〇一年三月、アメリカ（ブッシュ政権）による地球温暖化を防止するための気候変動枠組み条約の「京都議定書」からの離脱表明は、世界中に大きな衝撃と失望を与えた。二十一世紀に入り、市民の誰もが「環境破壊の世紀から環境保護の世紀へ」という想いを強く抱いてきただけに、国際協調による地球環境保護の難しさを痛感させられた。

現在、環境分野において国連を中心とした国際機構の勧告・宣言・ガイドライン・原則等のほか、法的強制力を持つ

た条約は、主要なものだけでも一二四以上に上り、これら国際条約による直接的規制は、法的遵守強制が可能であるかぎり、環境保全上の効果がほかの政策手段に比べて確実であり、環境負荷の低減、環境汚染・破壊の未然防止のうえで有効な手段として期待される^①。これまで、環境分野における国際条約は、自然環境の保全、野生動物植物の保護を目的として締結され、これには、「国際捕鯨取締条約」（一九四六年）、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（一九七一年）、「絶滅の恐れのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」（一九七三年）、さらには、「生物多様性条約」（一九九二年）がある。また、早くから国際条約による取り組みが進んでいた分野に、海洋汚染の防止に関する各種の条約がある。とくに、船舶による汚染、油濁その他の有害物質による海洋汚染の防止とその民事賠償責任ルールの定立をみてきた^②。

初期の環境を保全するための条約は、地球規模ではなく地域規模から始まり、主権国家の領土からほかの主権国家の領土内に入ってくる汚染物質を規制するためのものであった。これには、一九七六年、スイス・旧西独・フランス、オランダ・ルクセンブルグの五カ国がライン川の汚染を防止するために締結した「ライン川化学汚染防止条約」・「ライン川塩化物汚染防止条約」（一九七六年）と、これに続く酸性雨を防止することを目的とした「長距離越境大気汚染条約」（一九七九年）がある。一九八〇年代以降になると、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨問題に象徴的に見られるように、環境負荷の影響が地球規模で拡大し、かつその影響が次世代にまで及ぶことが懸念される「地球環境問題」が顕在化するようになり、これに対処するためにオゾン層の保護対策を推進するための「ウィーン条約」（一九八五年）、とその「モントリオール議定書」（一九八九年）が発効し、地球温暖化を防止するための「気候変動枠組み条約」（一九九二年）が成立し、そして、各国の温暖化ガスの削減率と「京都メカニズム」と呼ばれる目標達成のための柔軟な措置に

関する「京都議定書」（一九九七年）が採択されている（未発効）^③。

このように、地球温暖化・オゾン層の破壊に起因する悪影響（次世紀・次世代への負の遺産）を阻止すべく世界は、先例のない国際条約の締結を試みてきた。しかし、国家間の合意形成がかならずしも容易でない国際条約の締結と、その国内法化（批准）には、たえず懸念材料を提供していることもまた確かな事実である。地球温暖化を防止するための「京都議定書」の運用ルールをめぐって、国家間の合意形成が難局に逢着し、迷走してきた理由のひとつに気候変動に関する不確実性の問題がある。二酸化炭素（CO₂）の量が増加すると地球が温暖化することはIPCC（International Panel on Climate Change）によって確認されているが、その結果、地球上のどの地域がどのような影響を受け、また、温暖化が進行する速度、地球が許容できる温暖化の上限などについては科学的な解明が十分でない。したがって、地球温暖化問題に内在する不確実性ゆえに、問題解決を先延ばしする傾向にある。そして、温室効果ガスの排出削減の取り決めによって、自国の経済が停滞ないしは後退することを懸念し、産業界のプレッシャーに抗しきれない諸国の政府は、国際世論を敵に回しても国際的合意形成には慎重な態度を堅持することになる。かくして、国家間の利害が複雑に対立する国際社会において、国際条約・協定等による直接的規制手段の構築にのみ依存することは、実施の遅れによる最悪のシナリオを覚悟しなければならないことになる。

他方、一九八〇年代の後半以降、国際的な民間組織・産業団体・NGO等による環境に関する声明・勧告・原則・ガイドライン・規格等を確立する動きが急速に進展し、国内外の企業に対して、経済活動に環境配慮を組み込み、環境負荷の少ない持続的経済社会の構築に向けた対応が強く求められてきている。このような環境関連規範の制定には、一九九〇年、国際商業会議所（ICC）によって採択された「持続的発展のための産業界憲章」、一九九二年、ヨーロッパの主

要銀行が中心となって策定した「環境と持続可能な発展に関する銀行声明」を挙げることができる。また、アメリカの投資家団体と環境保護団体が共同で設立したCERES（環境に責任をもつ経済のための連合）が制定した、「バルディーズ原則」（一九九二年にセリーズ原則に改称）は、持続可能な未来を築くために、企業は環境に責任を負う管理者の立場で、地球環境を保護するよう事業運営しなければならないとして、十カ条の原則を公表している。

今日、より一般的に企業向けの環境管理の制度化としてその導入が事実上強制されるものに、EUの「エコ管理・監査制度」（EMAS）やISO（国際標準化機構）による「環境マネジメントシステム（ISO14001）」の制度がある。これらの環境管理の制度化は、これらシステムを経営組織の中に組み込み、環境問題への継続的な対応をはかるための企業の自主的なプログラムであって、環境管理の枠組みにはかならない。EMAS、ISO14001への参加には、何ら法的強制を伴うものではないが、市場の影響力を利用しようとする新たな法的手段に依存するものであり、環境分野における国際商法としての性格を有するものである。

そこで、本稿では、法的拘束力を持たないEMAS、ISO14001等の民間組織の環境管理規格がなにゆえに国際商法としての性格を有し、また、これらの制度を新たな法的手段として環境保護に資するためには、どのような条件が必要か検討してみたい。

- (1) 最近の多数国間における環境条約の動きについては、岩間徹「環境条約の最近の動向と課題」環境問題の行方（ジュリスト増刊一九九九年五月）三〇二頁以下参照。
- (2) 船舶からの油・油性混合物の排出を規制する「海洋汚濁防止条約」（一九五四年）をはじめとして、油による汚染損害の民事責任とその補償のための国際基金に関しては、「油濁民事責任条約」（一九六九年）、および「油濁補償基金条約」（一九七一年）が成立している。また、有害物質（HS）の海上輸送の際の損害と補償に関しては、「一九九六年有害危険物質の海上輸送に伴う損害についての責任と補償に関する

国際条約（HNS条約）が採択されている。HNS条約の内容については、藤田友敬「一九九六年有害危険物質の海上輸送に伴う損害についての責任と補償に関する国際条約（HNS条約）の成立 成蹊法学四四号（一九九七年）一頁以下に詳しい。

(3) 第三回締約国会議（COP3）で、温室効果ガスの排出削減を約束した先進国の目標達成を促進するために、「排出権取引」・「共同実施」・「クリーン開発メカニズム」等の柔軟な措置を設けることが同時に決定された。

(4) 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、国連環境計画と世界気象機関の呼びかけで一九八八年に設立された国際組織で、参加国の専門研究者が地球温暖化問題について研究している。IPCCは、一九九五年、はじめて石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって増加した二酸化炭素が地表から放熱を吸収し、温室のように作用して地球を温暖化するという人為的温暖化説を認めた。

二 国際的民間組織による環境規範とその柔構造

法的拘束力を伴わない、企業の自主的な参加を基本とする国際的な環境管理・監査に関する規範は、特定の業界を対象としたものから、より一般的にすべての企業を包摂することができるものまで急速に発展してきている。ここでは主要な民間組織による環境規範をとりあげ、その仕組みと構造についてみてみたい。

(1) 産業団体・環境保護団体の環境に関する憲章・声明・原則

現在、国際的な民間組織・産業団体・非営利組織によって制定された環境規範が急速に発展し、環境保全のうえで重要な役割を果たしてきている。これらの環境規範は、何ら法的強制力を伴わない声明・勧告・原則・ガイドライン・規格などに依拠するものであるが、たとえば、日本の経済団体連合会（経団連）によって策定された「地球環境憲章（一九九一年）」のように産業界に強い影響力を有する団体が会員に対して、環境問題の解決に向けた取り組みに関する

基本理念・行動指針を提示することは、企業間で環境問題を共有し、環境活動の展開を促す強力な推進力となっている⁶⁾。ただ、この地球環境憲章は、「環境倫理規範」としての性格を有し、環境問題に関する基本原則の確認の意味にとどまるものである。

同様の性質をもった国際的環境規範として、国際商業会議所 (ICC: International Chamber of Commerce) による「持続的発展のための産業界憲章」(The Business Charter for Sustainable Development) がある。この産業界憲章は、世界中の企業に対して経済活動に環境配慮を組み込み、環境負荷の少ない持続可能な経済社会の構築の重要性を説くものである⁷⁾。具体的には、「環境管理のための諸原則」から構成され、企業の環境パフォーマンス (対応成果) の向上を図ることを目的として、①環境管理は企業の最優先事項の一つであり、持続的な発展にとって決定的な要因であること⁸⁾を認識し、環境面での問題の生じないやり方で事業活動を行うための方針、計画および実務慣行を確立すること (第一原則)、②上記の方針、計画および実務慣行を全ての機能分野における本質的な管理要素ととらえ、各事業部門の中に完全に統合していくこと (第二原則)、③法規制を出発点に、技術開発、科学的知識、消費者ニーズ、およびコミュニケーションの期待を考慮して、企業の方針、計画ならびに環境パフォーマンスを改善し続けること (第三原則)、その他全十六の原則から成り立っている。このICCの環境憲章は、環境管理のための諸原則の中に、環境パフォーマンスを測定して、定期的な監査 (Audits) と評価 (Assessments) を行って、利害関係者に対して適切な情報開示を定期的に実施することを規定している (第十六原則) 点で、単なる倫理規範にとどまらない実効規定を含む環境規範として評価できるものである。すなわち、消費者、地域住民、投資家等、当該企業と利害関係を有する部外者にとって、当該企業がICCの環境憲章を採用し、「環境管理原則」に従った環境活動とその結果については容易に知り得る立場にない以上、

情報開示は、この原則の遵守と成果に対する評価を可能とするものであり、取り組みの一層の強化を促す要因となるものである。

欧米を中心とした三十の銀行によって公表された「環境と持続可能な発展に関する一般原則」では、「われわれは、多様で、活力のある金融サービス部門は、持続可能な発展に対して重要な貢献をなしうるとし、銀行は企業活動を資金面において支え、環境問題の解決に大きな役割を果たすべき責任を負っている」ことを表明している^⑧。そして、「環境管理と銀行」の中で、「われわれは予防的に環境管理に取り組むことによって、潜在的な環境劣化を予測し、予防することに賛同し、また、環境保全をはかるのに適した銀行の商品とサービスを支持し、健全経営を行ううえでの合理性がある場合は、その開発を行う」としている。

その後、「銀行声明」に呼応して欧米の主要な銀行は、積極的な環境問題に対応する取り組みの姿勢を示し、たとえば、ドイツの各銀行は、「環境破壊につながる経済活動を行う企業には投融资を一切行わない」との明確な理念の下で、環境保護のための助成基金を創設し、銀行は外部の専門家による厳しい審査を通過した案件のみに融資を実行し、この助成金利は、市場金利より一〜二%以上低く抑える、とする経営方針をとっている。このように、企業に多大な経済的影響力を有する銀行は、融資先企業の環境問題に無関心ではいられなくなり、融資の際や、担保として取得した土地等の評価に関して、融資先企業が環境に与える影響をはかるための定量的評価の手法を開発して審査基準に織り込むといった環境対応をはかる事例がみられるようになってきた。また、融資先企業に対する環境評価にとどまらず、より積極的な動きとして、将来の環境保全、改善に資する金融商品（エコバンク）を開発し、環境ベンチャーの育成や、従来、融資対象になりにくいとされてきた環境保全に役立つ市民ビジネスに低金利で融資する銀行まで現れてきていることは注

目される^⑨。

環境に責任を負う経済のための連合 (The Coalition for Environmentally Responsible Economies : CERES) による「セリーズ原則」(一九九二年、旧バルデーズ原則を改称した)は、一九八九年三月、エクソン社のタンカー、バルデーズ号がアラスカ湾沖で座礁して原油が流出し、約百万頭の海洋動物が死ぬという海洋汚染事故をきっかけにして、アメリカの投資家団体と環境保護団体等からなる連合組織によって公表された「企業が環境を保全するために守るべき十か条の原則」である。^⑩ このセリーズ原則の内容は、a. 生物圏の保護、b. 自然資源の持続可能な使用、c. 廃棄物の削減と処分、d. エネルギーの節約、e. リスクの削減、f. 安全な製品とサービス、g. 環境の復元、h. 一般的大衆への情報提供、i. 経営者の責務、j. 監査と報告の十か条から構成され、すべての企業に適用することができる行動規範 (Code of Conduct) として、企業にこの原則に署名するように運動を展開している。一九九一年、日本でも「バルデーズ原則」を定款規定に採用するよう東京電力の株主総会で株主提案権の行使(商法二二三二条十二)が行われたことがある。

(2) EUの「エコ管理・監査制度」(EMS)・国際標準化機構(ISO)による「環境マネジメントシステム」(ISO14001)

現在、一般的な企業向けの環境管理に関する国際的な制度枠組みとして、EUの「エコ管理・監査制度」(EMS)とISO(国際標準化機構)による「環境マネジメントシステム」(ISO14001)の制度がある。これらの環境管理システムは、環境規範と直接結びつく排出基準あるいは環境行動自体を規制するものではなく、各企業が環境の自己管理・点検・評価を行うための枠組みを構築することを企図するものである。すなわち、各企業が策定した環境理念の下に、企業活動に伴う環境への影響・環境負荷を低減し、継続的改善を達成するために、環境方針・目標・実施・監査・開示・

見直しの各段階を設定して、環境に影響を与える企業活動をコントロールし、その遵守状況につき、定期的・客観的に点検・評価を行うものである。

1) EUの「エコ管理・監査制度」(EMAS)

EMAS (Eco-Management and Audit Scheme) は、EU閣僚理事会で採択されたEU規則に基づく環境管理・監査制度である。これは、EU域内で市場統合、経済・通貨統合、共通外交、安全保障政策の統合を目指した取り組みが進展している中で^①、加盟国間でかならずしも同一歩調がとられていない環境問題について、高いレベルで統一しようとの意図から、一九九〇年十二月に環境管理・監査の制度化に関する草案が公表され、一九九三年六月に採択されて翌年四月にEU規則 (Regulation) として発効したものである。^②

EUの「エコ管理・監査制度」は、EMAS第一条の制度目的でうたわれているように、企業に対して環境管理システムの構築を促し、「産業活動における環境パフォーマンスの継続的な向上を促し、環境に関する方針・プログラム・管理システムを確立し、かつ、それらについて系統的、客観的、定期的な評価を加え、環境パフォーマンスに関する情報を開示すること」で企業の事業活動が及ぼす環境負荷を継続的にコントロールし、環境保全を実現しようとするものである。EMASは、全二一条と五つの付属文書 (Annex) からなり、その主要な内容は、①制度目的、②参加条件、③監査およびその検証、④環境声明書から構成されている。

この規則は、EUの構成国のみにも適用されるものであるが、EMASに参加するためには、各企業は、規則の要求する事項に基づき認定された環境検証人 (Accredited Environmental Verifier) から、各企業 (事業所) がこの規則の要求 (Requirement) を充足していること、および「環境声明書」 (Environmental Statement) の内容が適正であること

との検証を受けなければならない。EU加盟国が設置する検定機関 (Competent bodies) がこの検証を得た環境声書 (最初の環境レビューおよび環境監査の実施後に作成が義務づけられている) を受理したときに、各企業 (事業所) は、すべて規則の要求事項に合致していることを示す登録が認められる。そして、受理された企業 (事業所) 名は、EUの公報 (Official Journal of European Communities) に登録され、希望者はこの情報をもとに各企業にアクセスして環境声明書を入力することができる。また、EMASは、企業の自主的な判断による任意参加の形をとるところから、この制度への参加の表明 (Statement of Participation) を「エコ監査ロゴマーク」を使用して、表示することができる。ただし、このロゴマークは、商品の宣伝、商品自体または包装に使用することはできない。

以上のように、EMASは、企業が自己の活動による環境上の影響を管理する責任を負っていることを前提として、企業活動の環境パフォーマンス (対応成果) を定期的、客観的に評価して継続的な改善を促進し、くわえて公衆に対して企業に関する情報を提供することを企図している。そこで、この制度においては、環境声明書の公表による情報開示が盛り込まれており、さらに公認環境検証人による検証によって、その情報内容の信頼性が担保されている。したがって、EMASは内部管理的な環境監査のみならず、独立した外部の第三者的立場にある者によって検証された情報開示機能を付加しているところに特徴がある。

2) ISOによる「環境マネジメントシステム」(ISO14001)

環境管理システムに関するISO14001は、「持続的発展のための産業界会議 (The Business Council for Sustainable Development) の要請をうけて、一九九三年以来、ISOの中に設置された技術専門委員会TC207 (環境マネジメント) によって検討されてきた「環境マネジメントシステム (EMS)」とその関連シリーズの規格が一九

九六年に国際規格として発効したものである。¹³⁾

ISOの規格は、法律に基づく強制力のある規格ではなく、民間の任意規格であるところから規格に従って環境マネジメントシステムを構築するかどうかは各主体が自主的に判断して決めうるが、企業のみならずあらゆる種類の組織（地方自治体、大学、病院等）に適用することができ、しかも地理的、文化のおよび社会的条件に適合するように作成されている。規格の認証を取得するために、ISO14001の要求事項を満たしていることが必要であり、これには①環境方針の策定、②環境管理計画、③計画の実施と運用、④計画の点検と測定、⑤経営層の見直しからなり、各企業が策定した環境方針に従って、システム化されたプロセスを経て継続的改善を行うことが求められている。すなわち、この環境マネジメントシステムは、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) の各階段が一つのサイクルとなり、継続的に環境改善を促進するための仕組みとなっている。①環境方針の策定では、経営者が環境関連法・その他規則の遵守を含め、組織的に環境に関する目的・目標・見直しの設定を行って継続的改善のための基本的体制を確立することが求められている。②環境管理計画の策定には、企業の事業活動の環境への影響の度合いを把握して、その改善活動の数量化された目的・目標をプログラム化することが重要である。③計画の実施と運用にあつては、実際に環境管理システムを実施するに必要な組織体制を確立し、責任体制の明確化と従業員に対する教育・訓練が施されなければならぬ。④計画の点検と測定では、法遵守性監査を含めて、環境管理システムが計画に適合しているか、効果的に実施されているか、環境方針を実施するのに十分か等の観点から監査される。環境監査人は一定の資格（知識・能力・経験）を有する者で、内部監査としての位置づけから、監査する対象とは独立していることが要求される。くわえて、計画の点検と測定では、計画に基づく目標が達成されたか、達成されなかった場合の原因究明とその是正措置が問題と

なる。⑤経営層の見直しは、経営層による環境マネジメントシステムの検証が行われることで一つのサイクルが終了し、つぎの新たなサイクルへと進むためのステップである。

認証取得のための審査は、事前審査と登録審査の二段階から構成され、前者は登録審査を受けるに当たって環境マネジメントシステムの準備状況を評価するとともに、登録審査実行の計画の策定に必要な情報を収集することを目的とし、後者は、登録の可否を判定するうえで必要な情報を収集するために行われるものである。審査員は、①審査対象のEMSが全規格要素に適合しているか、②事業者がその方針および手順に適合しているかを確認するために、あらかじめ準備したチェックシートに従って審査対象部門ごとに管理者との面談、必要に応じて実施される担当者への質問、現場作業の観察、現品・指示書・記録類の確認のための活動を行う。その内容が審査登録機関で判定され、適切と判断されれば登録証が発行される。

企業等の環境マネジメントシステムがISO14001の要求事項に適合しているかを第三者として審査する審査登録機関は、各国に一機関だけ設置される認定機関（JAF・日本適合性認定協会）によって認定された認定機関から審査を受ける必要がある。審査の実施に関しては、登録された環境審査員研修機関が実施する研修を終え、環境審査員評価登録機関によって適格と認められた環境審査員によるEMS審査が行われる。登録証を取得した企業（事業所）等は、審査登録機関が発行するリストブックにより公表され、事後、「登録維持管理遵守事項」に従って、EMSの維持管理状況を継続的に把握して、環境改善をはかることが期待されている。

審査登録の外部への公表および登録証・ロゴの使用は以下の条件で認められる。主要なものを挙げれば、①事業者パンフレット、製品カタログなどにEMS登録を記載すること、②EMS登録を外部公表の寄稿文へ引用し、新聞などの

公共広報媒体を通じて公表すること、③登録証を取引先・顧客に提示すること、④事業者の紹介パンフレット、製品カタログなどの広告物、封筒、便箋用紙、名刺にロゴを表示すること（ただし、製品自体に付したり、製品の環境適合性を示すと解釈されるような方法で使用することはできない）等である。もちろん、これは、ISO14001規格に従って環境保全の取り組みを行っている企業を外部に公表することによって、取得していない企業との差別化をはかり、それによる利益の享受をねらったものであると推測される。

登録事業者のEMSには有効期限が設定されており、登録者は、その後持続的に環境マネジメントシステムを維持し、改善して行かなければならないが、それが適切に実施されているかを確認するために、初回登録後三年間を有効期限とし、一年ごとに定期審査（サーベイランス）が行われる。更新審査は、登録事業者が引き続き登録を希望する場合に、三年間に二回実施される定期審査の延長線上で行われるものであり、認証取得のために最初に実施された審査と同じ規模で行われるものではない。

ISO14001は、環境マネジメントに関する規格であって、E.M.A.Sと同様に、それ自体強制力のある制度ではない。そのかぎり、各企業がこの規格に準拠して環境マネジメントを実施するか否かは自由である。しかし、この規格の要求事項に適合していることが審査登録機関によって「認証」を得ることができれば、企業は、環境マネジメントのレベルが一定水準に達しているとして、環境保全の取り組みを外部に対して示すことによって得ることのできる利益を享受することができることから、わが国における認証取得（審査登録）件数は、二〇〇一年二月末現在で五、五八五件となっており、件数ベースでは世界でもっとも多くなっている。この背景には、ビジネス・チャンスを確保するためにはや制度参加は不可欠であり、避けて通ることのできない経営課題であるとの共通認識がある。また、行政にお

いても、環境省・経済産業省をはじめとして地方自治体にあっても、マニユアルの作成、普及セミナーの開催、取得支援事業、資金・技術援助等を行って、EMS導入のための取り組みを積極的に実施していることも、取得件数の増加に貢献しているであろう¹⁴⁾。

(3) 環境規範のもつ柔構造

これまでみてきたように、民間組織による環境規範は、環境保全のうえで望ましい法状況を作り出すことに成功している。すなわち、地球環境問題のような新たな領域の問題については、経済社会情勢、科学的知見の変化に対して迅速かつ柔軟に対応することが必要である。しかし、多数国家間で法的拘束力をもった国際条約を締結することは、締約国(地域)間の利害対立、国家内の政治的・経済的状况等が障害となり、国際的合意を形成して実行に移すには、長期間を要する場合が少なくない。国際条約・国家法に基づく規制内容にあつては、妥協的合意の産物であるところから、参加国に解釈の余地を大幅に与えることは避けられない。また、経済的な側面からの問題として、科学的に将来予測が困難な環境問題について、環境基準(例えば、二酸化炭素の排出削減率)を設定しようと、基準は固定化されるために、たとえ削減余力があつてもいったん基準を満たせば排出抑制のインセンティブは働かず、非効率なものとなる。排出抑制に要する費用は国家(主体)間で異なるにもかかわらず、一律に目標を設置してしまうことは、公正なように見えても非効率であつて汚染物質の排出量が国家(主体)に最適配分されないという問題も指摘される¹⁵⁾。したがつて、これまで国際環境法の領域においては、多国間で合意を形成し、条約に基づく環境管理こそが確実に環境保全を実現するうえで、有効な手段たりうると考えられてきたが、環境問題のもつ不確実性と国際的協同行動の困難性を考慮するとき、目標設定が柔軟で企業利益の確保と結びつき、制度参加にインセンティブが働く民間組織の環境規範は、環境保全上、

有効な手段となりうる。くわえて、もし同じ目的を一国の国内法で実現しようとするとき、貿易摩擦を引き起こしかねないような規制内容・手段が含まれている場合でも、非関税障壁といった問題を招くことなく目的を達成することができるという優位性を持っている。

このような民間組織による環境規範の確立は、事業活動を行ううえで環境関連法の遵守状況を監査するだけでなく、企業の自主的環境配慮活動を求める市民社会の要請と政府の環境政策に合致するものである。アメリカは、一九九八年、経営トップによる監査実施の支援および監査結果に基づいて行動するとの確約等々を内容とする環境法規の遵守をはかるための監査実行計画につき、その基準を定めた「環境監査政策 (Environmental Audit Policy)」を公表した。これに引き続いて、一九九三年には、企業が参加して環境管理基準を確立するための自主的な計画に関する「企業環境リーダーシップ計画 (Corporate Environmental Leading Program)」を発表している。計画の内容は、①企業は、製品の設計、販売および流通に適用される環境原則の声明を発表すること、②企業は特定の施設を「モデル施設」に指定することからなり、この計画に参加した企業は、排出削減目標等設定し、監査を実施して公表することにより、目標の達成状況を社会に対して説明することが要求される。そして、この計画の検証者によって承認された施設がモデル施設として環境保護庁 (EPA: Environmental Protection Agency) から公認されれば、社会的名声のほかにEPAの優遇措置を得ることができるといわれる。日本でも、一九九三年に環境省から委託された環境にやさしい企業行動調査検討会が「環境にやさしい企業行動指針」を発表し、企業の自主的な環境管理の取り組みを促している。

いうまでもなく、環境管理規範は、法律に根拠をもつ規範ではなく、民間の規範であるところから規範の要求事項に従って環境管理・監査を実施するか否かの判断は各企業に委ねられる。しかし、ひとたび、これらの制度を採用すれば、

このルールにのっとって実施しなければならぬという制度上の枠がはめられ、環境問題への個別的対応ではなく、継続的・組織的な環境行動を確保するための企業体制を構築することが要求される。

これら制度に基づく環境管理・監査を実施するためには、制度が定める規格への適合性について自己宣言することも可能であるが、第三者認証(審査登録)を取得することは、行政・消費者・投資家等に対して環境に配慮した活動、製品・サービスを提供する仕組みを有していることを公的に証明することになり、これにより得られる企業利益は少なくないと思われる。実施段階における規格適合性をいかに担保するかは、社会に対する信頼を確保するうえで不可避な問題であるが、これには、内部監査と第三者機関が実施する定期審査が重要な役割を担っている。環境監査とは、「特定される環境にかかわる活動、出来事、状況、マネジメントシステムまたはこれらの事項に関する情報が監査基準に適合しているかどうかを決定するために、監査証拠を客観的に入手して評価し、このプロセスの結果を依頼者に伝達する、体系的で文書化された検証プロセス」であるとされ(SO14001)、監査結果については、監査報告書を作成して依頼者(被監査者)に提出すべきものとされている。そして、監査の客観性・独立性を確保するために、監査対象の諸活動に直接的な利害関係をもたない独立した立場にあり、職務遂行能力(知識・技能・経験)のある者から選任することが求められる。これは、いわば内部監査であつて、企業活動が環境に与える影響を的確に評価し、環境管理の維持向上に資する目的をもつて設置される性格上、通常、会計監査で要求される第三者の独立した立場にある者の監査とはいえない。したがつて、登録事業者が継続的に登録を維持するために要求される審査登録機関が実施する定期審査(サーベイランス)と更新審査が外部の独立した環境監査に代置され、監査の信頼性を確保するうえで重要な機能を果たしている。

以上、国際環境法の分野においては、法的拘束力をもたないが、しかし、単なる企業の環境倫理規範としてのプログ

ラム規定にとどまることなく、環境規範を導入した企業には、一定の拘束力をもちうる非法律的規範が環境保全上、重要な機能を担っている。これら非法律的規範は巧みに後述のような市場の圧力を利用しながら、企業に対し制度への参加を引き込み、環境行動基準ではない環境管理の仕組みを提供することで、各企業が自主的に策定した環境方針、計画、監査等の各段階を設定して、環境改善を継続的にはかつて終局的に環境パフォーマンス（対応成果）の向上を実現しようとするものである。

二〇世紀に環境破壊を招いた大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済構造と決別して、二一世紀を「環境の世紀」として恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いで行くためには、国際的な民間組織の環境規範がより重要な役割を果たさなければならない状況にある。E M A S、I S O 14001に基づく環境管理規格は、従来の法規制に基づく環境管理にはない柔軟な手法を駆使して、企業の自己責任に由来する自発的な活動と市場の競争原理を利用して、制度目的を達成しようとする新たな環境規制手段である。

(5) 本稿でとりあげた環境規範のほか、化学製品製造業者の業界団体 (The Chemical Manufacturers Association) による「Responsible Care (責任ある管理)」は、もともと早く制定された環境管理に関する一般原則である。アメリカの大手企業からなるG E M I (世界環境管理発議: Global Environmental Management Initiative) が公表した「環境自己評価プログラム (Environmental Self-Assessment Program)」は、企業の自主的な環境管理に関するガイドラインである (E M I 環境自己評価プログラム (日本経済新聞社))。

(6) 経団連の「地球環境憲章」をはじめとする世界の民間組織による倫理・行動・環境規範等については、Tatsuro Kunugi & Martha Schweitz, Codes of Conduct for Partnership in Governance (The United Nations University) に紹介されている。

(7) 国際商業会議所の「持続的発展のための産業界憲章」における環境問題の取り組みの方法論については、環境監査研究会編・環境監査入門 (日本経済新聞社) 六九頁以下参照。

(8) 「環境と持続可能な発展に関する銀行声明」については、保田博・竹内啓監修・環境保全型の経済発展の在り方に関する研究会著・環境

- 保全と経済の発展(ダイヤモンド社) 一四三頁以下参照。
- (9) 銀行の役割と活動に関しては、ステファン・シュミットハイニーフェデリコ・J・L・ゾラキン・金融市場と地球環境(ダイヤモンド社) 一四三頁以下参照。
- (10) 丹下博文・地球環境志向の潮流(同文館) 四一頁。
- (11) EUの統合に関する問題については、山根裕子・新版EU/EU法(欧州連合の基礎)を参照されたい。
- (12) E.M.A.S.については、Lawrence B. Cahill 'Environmental Audits 7th. ed P. 123, Jan H. Jans, European Environmental Law P. 290, イケル・レンジャー・佐藤 博||中田智夫訳(解説)・環境監査手続きの実態(パンリサーチ出版局) 一九九三年を各参照。
- (13) ISO14001の解説として、茅 陽一(監修)・吉沢 正(編集委員長)・ISO14001環境マネジメント便覧(日本規格協会) 一九九九年がもともくわしい。本稿のISO14001の部分はこれに負うところが大きい。
- (14) 行政の取り組みについては、倉坂智子「環境管理・監査の動向と環境行政」環境問題の行方(ジュリスト増刊一九九九年五月)二八〇頁以下で紹介されている。
- (15) フランシス・ケアンクロス・地球環境と成長(東洋経済新報社) 一九五頁。
- (16) メキシコ漁民が東太平洋で行っている巻上げ網漁法によるキハダマグロ漁業がイルカの混獲を招いているとして、アメリカが「海洋哺乳動物保護法」に基づいて、メキシコからの輸入制限を行った措置に対して、メキシコがGATTの規定に違反することを理由にGATTの紛争処理小委員会(パネルの設置を求めた事件が発生したことがある。これについては、村瀬信也「ガットと環境保護」国際経済法第三号(一九九四年)一頁、同「環境と貿易問題の現状と課題」環境問題の行方(ジュリスト増刊一九九九年五月)三二四頁がくわしい。
- (17) 野口 聡・環境管理と企業(化学工業日報)六二頁以下参照。

三 市場の効率性による参加強制

前述したように、何ら法的拘束力を伴わない国際的な民間組織によって制定された環境規範が急速に発展をみせ、環境保全上、重要な役割を担っている。これらの環境規範は、不特定多数の利害関係者が市場を通して、企業を牽制する

方法をもって実効性を担保しようとするものである。したがって、企業の事業活動および生産・販売する商品・サービスが環境に適合しなければ、消費者・投資家から受け入れられず、企業の存立と発展を期することが困難となるような経済社会状況の存在を前提とするものである。そのかぎりでは、非法律的環境規範が単なる倫理的規範にとどまることなく、企業を拘束しうる社会的規範として成立するためには、環境に悪い企業・商品が確実に市場から締め出されるような状況といった条件整備が不可欠である。そこで、つぎに環境問題が企業経営に重大な影響を与え、環境情報が投資家をはじめとする利害関係者にとって意思決定の際の判断資料となりつつある中で、市場は企業にどのようなシグナルを与えているのか見てみよう。

I 資本の調達市場 資本の抛出者たる投資家は、企業の環境行動に関する情報を投資の判断材料として重要視する傾向にある。投資家自身が環境汚染・破壊に手を貸したくないとの明確な自覚をもとに、反環境的企業への投資を避けようとする投資先の選別が進んでいる。このことは、同時に、環境パフォーマンスの悪い企業は将来の発展が望めないこと、国の内外の政府・地方公共団体が環境政策にもとづいて設定する各種の環境基準をクリアするための技術開発は、敵対する企業間において有利な立場に立つて競争力を確保するうえで重要であること、また、環境汚染事故がひとたび発生すれば、損害賠償・汚染源の浄化費用の負担等、不測の費用負担を招き、企業財政に多大の影響を与える危険が存すること等にもとづくものである。

アメリカでは、これまで軍需産業に関係する企業、アパルトヘイト（人種隔離政策）を堅持してきた南ア連邦と関係する企業には投資を抑制する（サリバン原則：The Sullivan Principle）との社会的責任投資の伝統の下で、環境に悪い反社会的企業に対する投資を避け、従来の投資基準である財務体質、収益性、安全性、株価等のファクターのほかに、

企業の環境活動を判断基準に加えた投資の動き（グリーンポートフォリオ等）が定着している。環境問題に積極的に取り組む企業の株式を集めた投資信託（エコファンド）がアメリカでは、資産運用規模で二兆三千億円、ヨーロッパのそれは約四千億円と推定され、すでに普及しているといわれる。最近、日本でも、エコファンドの販売がはじまり、その資産総額は、約一、五四〇億円で達し、平均株価指数を上回る運用実績を上げているとの報告がなされている。また、企業の格付け機関が企業を環境にかかわる経営管理・監査、社員教育等の観点から評価を行い、段階を設けて格付けをし、インターネットで情報を提供するビジネスも成立している。

このような企業をとりまく投資環境の下で、従来の企業評価基準に加えて、a. 環境管理組織の構築、b. 環境技術開発力、c. 省エネルギーおよび省資源・廃棄物の削減等のパフォーマンス、d. 環境会計を含めた環境情報の公開度等が重要視されていることは明らかである。

今後、より投資先の選別が加速し、資本調達市場からの圧力が強まることは否定しえない状況にある。

II 商品取引市場 今日、環境問題に対して高い意識をもった市民層は、企業の環境行動を注視して、商品購入の際に「環境上好ましい企業」であるか否かを選択の基準として重要視する動きが見られる。すなわち、企業は、これまで消費者ニーズの動向をマーケティング・リサーチにもとづいて、より良い商品・サービスをより安く提供することで、利潤の拡大をはかることが許されてきた。ここでの商品開発のコンセプトは、快適さや便利さの追求あるいは福祉社会、高齢化社会を念頭においた「人にやさしい商品」が主流であり、環境問題を考慮に入れたコンセプトはほとんどみられなかった。しかし、一九九〇年代に入ると、環境問題に対する市民の認識が次第に深化し、消費者は生活者としての立場において、日常生活に直接関係する身近な問題から出発して、企業行動に伴う自然破壊、環境汚染の問題へと

関心が広がり、たとえば、「環境にやさしい商品」、「再生可能な製品」、「環境に負荷の少ない企業」の選択といった消費行動にも現れているように、生活環境の質的な充実・向上を指向しはじめている。環境問題への市民レベルの意識の高揚は、企業の環境活動への厳しい監視の目となり、市民による環境保護運動から環境NGOの結成・活動につながり、企業の環境活動が商品選択の際の重要な判断材料とされてきている。¹⁹⁾

かかる状況を背景として、企業にとってISO14001の認証取得は市場を確保する上で、最重要課題となってきた。第一に、国際取引において、製造業を営む企業には、国際的に規格化された環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得を取引の条件とする事実上の強制が行われ、したがって、企業は環境管理体制を構築して、環境パフォーマンスを市場に示すことができなければ、国際マーケットを失う危険にさらされている。また、国内の企業間取引においても、より厳しく部品の調達先を環境対応度に従って選別する傾向がみられ、部品メーカーに対して達成すべき環境目標を五段階レベルに分けて設定し、環境対応が進んでいる企業との取引を優先するというものである。このレベル設定によれば、ISO14001の認証取得は最も低いレベルとされ、したがって、取引上の最低条件である。このように、大手企業は、取引先の環境対応をチェックし、取引先の絞込みをはかろうとしている。第二に、ISO14001が政府(自治体)調達の業者選定基準に採用されている。かつて、国土交通省が土木事業の入札条件にISO9000(品質システムの規格)の認証取得を加える方向を示し、建設業界が品質システムの規格への取り組みを実施してきたという事例がある。すでに、地方自治体レベルでは、ISO14001の認証取得を公共工事の入札条件としているところも少なくない。このような状況を加速させている要因とし、九〇年代後半にみられる市民レベルの環境問題に対する危機意識の高まりを背景として、環境分野における国際NGOの目覚ましい活躍²⁰⁾、情報技術の急速な発展に

よる短時間での情報収集の容易化等を指摘することができよう。

以上、環境問題の分野では、実定法上の規制によらない、いわば企業の自主規制を基本とする環境保全活動を実行しななければならない状況が生まれていることは否定できない。²²⁾ すなわち、資本調達市場においては、投資先企業に関し、従来の収益力・財務体質等の基準のみならず、環境管理体制の確立、環境情報の開示、環境効率の改善等の環境配慮度から銘柄を選別し、格付けを行って対象企業の絞り込みがなされていること、また、商品市場にあっても、消費者が環境に負荷のかからない商品・企業を選択しようとする動き、政府調達、企業間取引におけるグリーン購入の促進等を無視することができないところから、企業は、市場からのシグナルを見誤れば、国際競争力を失い、資本調達市場、商品取引市場からシャットアウトされる危険がある。²³⁾

EMAS、ISO14001をはじめとする環境規範は、このような企業を取り巻く経営環境を最大限に活用し、企業にその活動が環境に及ぼす影響の程度を意識させ、制度参加による他社との差別化と市場の獲得を促す合理的な手法であるといえる。

- (18) 住友海上リスク総合研究所編・環境リスクと企業（化学工業日報社）四二頁。
- (19) 朝日監査法人編・環境経営戦略のノウハウ（東京経済情報出版）二二六頁以下。
- (20) 福岡克也・地球環境保全戦略（有斐閣）一八五頁。
- (21) 北山雅昭編著・環境問題への誘い（学文社）一〇八頁以下参照。
- (22) 石坂匡身・環境政策学（中央法規）三〇八頁以下参照。
- (23) 安室憲一・地球環境時代の国際経営（白桃書房）五五頁以下参照。

四 環境に関する情報開示制度の確立

民間の環境管理規範が所与の政策目的を達成するためには、市場の圧力を最大限活用しなければならない。そのためには、環境に関する情報開示制度を確立して、情報を利用する投資家・消費者をはじめとする利害関係者による企業間比較を可能にし、環境パフォーマンスの悪い企業が市場から淘汰されるような市場の透明性・効率性を高めることが重要となる。そこで、ここでは環境に関する情報開示制度の現状と今後の課題について検討してみよう。

(1) EUの「E」管理・監査制度 (EMAS)における環境声明書の開示制度

EMASでは、企業が環境声明書を作成し、これを外部の公認環境検証人による検証を得ることが義務づけられている。²⁴ すなわち、EMASは、産業活動による環境への対応成果を a. 企業・事業所における環境方針、プログラム、環境管理システムの確立および実行、b. 上記要素の体系的で客観的、かつ定期的な達成度の評価、そして、c. 一般大衆に対して環境への対応成果を情報開示することで、継続的に改善をはかっていくことに制度目的を有している(第一条)。したがって、EMASでは、この目的を実現するために環境情報の開示制度が当初から組み込まれ、制度上の重要な構成要素となっている。

環境声明書は、最初の環境レビュー後に、また、レビューの次に実施される監査または監査サイクルの終了ごとに、この制度に参加している事業所単位で作成される。環境声明書の内容は、一般市民を対象として作成され、簡潔で分かりやすい記述を旨とし、専門技術資料を添付することもできる(第五条)。各企業で実施される環境監査にもとづき作成された環境声明書は、独立した外部の第三者的立場にある公認環境検証人による検証、すなわち、妥当性が確認され

(第四条)、加盟国の検定機関への登録が認められる。

環境声明書には、以下のような内容が含まれていなければならない(第五条)。

a. 当該事業所の事業活動の説明、
 b. 当該事業活動が関係すると思量される主要な環境への影響に関する評価、
 c. 汚染物質の放出、廃棄物の生成、原材料・エネルギー・水の消費、騒音、ならびにその他の重要な環境要因に関するデータの概要、
 d. 環境の対応成果に関するその他の要因、
 e. 当該事業所で実施されている企業の環境方針、環境プログラムおよび環境管理システムの紹介、
 f. 次回に環境声明書を提出する期限、
 g. 公認環境検証人の氏名である。環境監査の実施頻度は、少なくとも三年に一回以上とすることが要求されている(第四条)。環境声明書が発行されない年にあつては、簡易環境声明書を作成するものとされている。

以上から理解できるように、EMASは、参加企業に環境パフォーマンス、すなわち、環境に関する活動の成果・実績に関する情報を一般市民に公表することを義務づけ、登録企業名は、EUの広報に登載されるから、情報を入手し易うとする者は、これをもとに各企業にアクセスして、その内容を知ることができる仕組みが出来上がっている。

(2) ISO14001による情報開示

ISO14001は、EMASとは異なつて、環境報告書の作成・開示について何ら要求していない²⁵⁾。ただ、ISO14001(環境マネジメントシステム―使用及び利用の手引)では、4.3の環境方針で、情報公開に関して「一般人が入手可能であること」が求められ、また、「4.3.3コミュニケーション」において、外部の利害関係者(組織のパフォーマンス)に関心を持つか、又はその影響を受ける個人又は団体 から関連するコミュニケーションへの対応が求められている。また、ISO14001(環境マネジメント―原則、システム及び支援技法の一般指針)における「4.3.3.1」

「コミュニケーション及び報告」の中で、「コミュニケーション・情報提供の意義をつぎのように認めている。すなわち、「コミュニケーションとは、組織の環境活動を組織内部、及び希望された場合には、外部にも報告するプロセスを確立することで、」その目的は以下にあるとしている。a. 環境に対する経営層の約束を示す、b. 組織の活動、製品又はサービスの環境側面についての関心事及び質問に対処する、c. 組織の環境方針、目的、目標及びプログラムについての自覚を高める、d. 内部又は外部の利害関係者に組織の環境マネジメントシステム及びパフォーマンスについて、適宜通知することを挙げている。環境報告書に含めるべき項目は、①組織の概要、②環境方針、目的・目標、③環境マネジメントプロセス（利害関係者の巻き込み及び従業員の理解を含む）、④環境パフォーマンス評価（排出、資源の節約、製品の管理及びリスクを含む）、⑤改善への機会、⑥用語集のような補足情報、⑦内容に関する独立した検証となっている。

結局、ISO14001による情報開示は、「適切な情報を組織の従業員及び他の利害関係者に提供することは、従業員の動機づけに役立ち、環境パフォーマンスの改善のための組織の努力について一般の人に理解し、受け入れさせることに役立てる」ことを狙いとするものであり、部外者の意思決定の際における判断資料を提供するものではない。したがって、一般市民をはじめとする利害関係者の必要とする企業の環境活動とその成果に関する情報を得ることは、困難な状況にある。

(3) 環境報告書の作成・開示の慣行

最近、企業が事業活動に伴う環境への負荷を自己点検・評価し、環境活動の取り組みとその成果を「環境報告書」の形式で作成・開示する慣行が先進の企業によって確立しつつある。企業の環境報告書による任意開示の制度化は、企業

の環境情報に対する社会の要請に基づくものであり、すでに、「環境と開発に関するリオ宣言 (The Rio Declaration on Environment and Development)」における原則十で、「環境問題は、それぞれのレベルで関心のあるすべての市民が参加することによりもつとも適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が有害物質や地域社会における活動情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなければならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を推進し、かつ奨励されなければならない。賠償と救済を含む司法および行政手続への効果的なアクセスが与えられる」としている²⁶。また、国際商業会議所 (ICC) が一九九一年四月、「環境管理に関する第二回世界産業会議」で採択した「持続的発展のための産業界憲章 (環境管理のための諸原則)」の中で、環境対策面での遂行状況を測定すること、会社の規定、法的規制および本原則の遵守について、定期的な環境面の監査と評価を行うとしたうえで、「取締役会、株主、従業員、当局および一般市民に対して適切な情報を定期的に提供する」(第十六項) ことが提言されている。デンマーク、スエーデン、ノルウエー、オランダのよう

に環境報告書の作成・開示が法的に義務づけられている国も現れている²⁷。

わが国で発行されている環境報告書の記載内容についてみると、業種、企業ごとによって違いはあるものの、概略、以下のようになっている。①環境目標とその成果のフォローアップ、②エネルギー使用量の推移と地球温暖化防止活動の取り組み状況、③ISO14001の認証取得状況、④環境配慮型製品の開発・設計とその費用額、⑤廃棄物の削減状況と再資源化・再利用化、⑥環境教育・啓発、⑦事故情報、⑧コミュニケーションと社会貢献活動、⑨国際協力

等であるが、この他に、「環境会計」を作成・開示する企業が増加している²⁸。

環境報告書の名宛人は、不特定多数人であり、一般市民、消費者、投資家、敵対企業、環境NGO等、様々に関心を

もつ人々がそれぞれのニーズに基づいて環境報告書を利用し、環境情報を意思決定の際の判断資料とし、企業のモニタリング目的で使用することを考慮しなければならない。それゆえに、利用者がこれをみるときに、環境問題に関するより精度の高い企業評価資料として、信頼性・比較可能性・理解可能性をもった利用価値のある内容が含まれていなければ、単なる企業PRにすぎない。このような観点からすると環境報告書の記載内容には、以下のような問題がある。すなわち、

- a. 近時の環境会計の急速な発展の下で、企業が独自に採用した環境対策にかかる費用とその効果を金額で示す環境会計は進んでいるものの、確立した会計基準はなく、環境対策・環境への貢献度が客観的に評価できないこと、
- b. 環境報告書による開示制度は、統一化の動きはあるが、内容・基準が不統一で企業間の比較評価が容易でないこと、
- c. 開示内容について第三者の独立した立場の専門家による検証を受けていないために、環境情報の開示内容について真実性・正確性が担保されていないこと、
- d. 企業のマイナス評価に結びつくようなネガティブ情報に触れられていないため、環境汚染事故の発生に起因する財政負担の潜在的危険性等について知る機会がないこと等が指摘される。²⁹⁾

今日、企業に対する環境関連情報の開示が広く社会の諸層によつて要請され、環境情報を「環境報告書」の形式で作成・公表する開示制度は、すでに指摘したように、不特定多数の利害関係者が公開された環境情報によつて合理的な意思決定を行うことができ、企業の商品・サービスの選択、投資先の選別という形で市場に対して明確なシグナルを送ることができるとして、今後、民間の環境規範が有効に機能するためには、環境活動の取り組みとその成果を環境報告書の形式で作成・公表する慣行が広く企業社会に定着し、企業と社会の双方方向からのコミュニケーションがより促進され、「市場の効率性」すなわち、環境に悪い企業・製品が市場から締め出され、環境に良い企業・製品だけが生き残ることができるような状況がつけられていることが必要である。しかし、現行の環境報告書による開示制度には、法

的規制を受けない任意の制度であり、記載内容にあつても、白紙委任であることによる種々の問題が存することも確かな事実である。今後、環境に関する開示制度として定着するためには、投資家・一般消費者にとつて情報開示しない企業は悪い情報を意図的に隠しているからだと合理的に判断され、また情報内容にあつても、企業の環境活動に関するPRではなく、情報を利用する利害関係者にとつて、意思決定の際の重要な判断資料がそこに含まれていることが必要である。そこで、環境報告書のあり方として、任意記載を原則としても、企業間比較を可能にするためにはコアとなる部分の記載事項の共通化・標準化をはかり、信頼性を担保する環境報告書の第三者機関による監査制度の導入について法的に検討すべきである。

- (24) 茅陽一(監修)・吉沢正(編集委員長)・前掲注(13) 九〇一頁以下参照。
- (25) 茅陽一(監修)・吉沢正(編集委員長)・前掲注(13) 九〇二頁以下参照。
- (26) 一九九二年、リオデジャネイロで開催された、新たな国際環境法の確立を目指した「国連環境開発会議(地球サミット)」に関しては、内藤正明(加藤三郎編・持続可能な社会システム(岩波書店) 四一頁以下を参照されたい。
- (27) 太田昭和監査法人編・環境会計と環境報告書作成の実務(中央経済社) 八四頁。
- (28) 各企業の環境報告書の内容を紹介しているものとして、中央青山監査法人編・環境報告書の実務(中央経済社)、國部克彦(森下研(監修) 監査法人太田昭和センター・環境報告書ガイドブック(東洋経済新報社) がある。なお、各企業の環境報告書の内容は、インターネットで公開しており、報告書の請求をすれば、送付してくれる企業がほとんどである。
- (29) 國部克彦(富増和彦(資源リサイクルセンター編・環境報告書の理論と実務(財団法人省エネルギーセンター) 一七七頁以下。

五 おわりに

現在、E M A S、I S O 14001をはじめとする民間の環境規範は、法的強制によることなく、市場のメカニズムを巧みに利用しながら、企業に対して制度参加を促し、継続的・組織的な環境活動とその対応成果の向上をはかるうえで重要な役割を果たしている。国家間の利害が複雑に対立する国際社会において、国際条約・協定による法的規制手段を講じることには、長い時間と妥協を用意しなければならぬ。また、特定の国家が国内法を制定して厳しい環境基準を設定しようとするれば、国内企業は、国際競争力を失う懸念から強力なロビー活動を展開して反対するか、生産コストの押し上げを回避するために規制の緩やかな国へ生産拠点を移すといった防衛策を講じれば、国内産業の空洞化を招くおそれもある。これに対して、国際的な民間組織による環境規範は、これらの問題に直面することなく、従来の法律にもとづく環境規制にはない柔軟な手法を駆使して、企業の自己責任を基本とする自主的な環境活動と市場の競争原理を導入して、所与の目的を達成しようとする新たな環境規制手段であるといえる。これらの環境規範は、いうまでもなく不特定多数の利害関係者が市場を通して、企業を牽制する方法をもって実効性を担保しようとするものであるから、環境に関する情報開示制度を確立して、情報を利用する市民の企業間比較を可能にし、信頼に値する情報内容を担保するための環境監査制度の確立が必要となる。そのかぎりにおいて、現行の環境報告書による情報開示制度は不十分であり、E M A Sのような制度化がはからなければならない。

最後に、今後に予想される問題について、多少ふれてみたい。国境を越えて移動するモノ・サービスおよびカネの商取引を規律する国際取引法の分野においては、国際条約、国家法（内国法および外国法）、統一規則・標準契約書式・

約款および慣習法等、種々の法源が存在する。国際取引法では、国際取引契約の締結に際し、当事者は、当事者自治の原則の下で自由に準拠法条項の取り決めを行うことができる。各国の法律の規定には、強行規定と任意規定とがあり、商取引に関連する法律には一般に任意規定が多く、任意規定は、約款をもってこれを変更することができる。したがって、従来、考慮が払われることがなかった環境配慮事項について、今後、契約条項に加えられる可能性は少なくない。

その結果、EMASへの参加あるいはISO14001の認証取得は環境対応の進んだ企業との取引を優先する「国際パスポート」として、企業間取引の条件にされるだけではなく、省エネルギー、二酸化炭素・有害化学物質の削減目標あるいは廃止期限の設定等の環境条項が規定され、この条件が充足されなかった場合には、継続取引の中止、代金の減額もあり得よう。さらには、PL法（製造物責任法）のように、製品の欠陥によって他人の生命、身体または財産に損害を与えた場合でなくとも、輸出先の販売業者が消費者・ユーザー・環境NGO等から環境不適合製品として非難されたことによって、販売不振に陥った場合に備えて、損害賠償請求権を留保するような契約条項を定めることも予想されよう。

このように、企業経営に重大な影響を与える環境問題は、単にEMASへの参加、ISO14001の認証取得によって解消されるものではなく、企業は、環境活動とその対応成果の実績を向上させ、利害関係者の意思決定の判断材料となりうる正確な情報を提供することで社会の信頼を獲得することが重要になってくると考えられる。

（上智大学法学部教授・本学兼任講師）